

令和6年6月から番号利用法に基づく情報連携を開始する情報照会者、
事務、情報提供者及び特定個人情報に係る意見募集について

令和5年6月30日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 意見募集の趣旨・目的・背景

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）別表第二は廃止されることとなります（公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

このため、番号利用法等の一部改正法の施行日までに、弊庁において、番号利用法等の一部改正法、現行の番号利用法別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）の内容を踏まえた新たな主務省令を制定し、番号利用法第19条第8号に基づく情報連携を行う情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報を規定することとしております。

今般、別紙に記載された事務及び当該事務において情報提供を求める特定個人情報については、現行の別表第二主務省令（※1）に規定されていませんが、関係府省からの要望を踏まえ、新たな主務省令に規定した上で、令和6年6月から情報連携を開始することを検討しております。（※2）

つきましては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の公募をいたします。

（※1）別途令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで意見募集中の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」も含む。

（※2）新たな主務省令案については、準備が整い次第、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を行います。

2. 意見募集対象

別紙 令和6年6月から番号利用法に基づく情報連携を開始する情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報の一覧

3. 意見提出期限

令和5年6月30日（金）から同年7月31日（月）まで
（郵送の場合は当日消印有効）

4. 意見提出の方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。電話による御意見はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集案件」における案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」から提出を行ってください。
- ② 郵送による場合
以下の宛先に送付してください。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ「意見募集」係 宛
※ 郵送の場合は、封筒又はハガキに「令和6年6月から番号利用法に基づく情報連携を開始する情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報に関する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

5. 記入事項

郵送にてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。（様式任意）

- ① タイトル（「令和6年6月から番号利用法に基づく情報連携を開始する情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報に関する意見」と御記入ください。）
- ② 氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の名称、意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）
- ③ 御意見（どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるよう明記してください。）

6. 意見の記入について

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- 今回の意見募集の対象は、上記2. に掲げる資料の内容に関するものとなっております。これ以外の御意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

7. その他

- 皆様からお寄せいただいた御意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。